

法務部門、人事部門が知っておくべき人材を巡る独占禁止法等の考え方

～人材と競争政策に関する検討会報告書を契機として～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2018年12月3日(月) 14:30～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町5丁目)

【ご参加頂きたい方】

法務部門、人事部門など本テーマにご興味をお持ちの方

講師 岩田合同法律事務所 パートナー弁護士 永口 学 氏

講師紹介 平成16年東京大学法学部卒業、平成19年弁護士登録。独禁法違反事件への対応(震災復興談合に対する公取委による犯則調査等)、課徴金減免申請(リネン)等につき多数の実績を有するとともに、下請法違反被疑事件や消費税転嫁特措法違反被疑事件への対応を多く手がけている。また、公取委における審判請求事件における被審人代理人を務める等、優越的地位の濫用等を理由とする公取委対応に関しても多くの経験を有する。企業の危機管理対応にも相当数の実績を有し、社内調査委員、第三者委員会事務局、コンプライアンス委員会事務局等も務める。著作「下請法における自発的申出の積極的活用を通じた戦略的務務(前編・後編) Business Law Journal 2017.4月号及び同2017.5月号、「独占禁止法審査手続対応マニュアル見直しのポイント」 Business Law Journal 2018.3月号ほか。独禁法や下請法に関するセミナーやコンプライアンスに関するセミナー講師の経験も豊富。

【申込方法】 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含む) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 27,000円(本体価格 25,000円) 一般 30,240円(本体価格 28,000円)

181885-0303 法務部門、人事部門が知っておくべき人材を巡る独占禁止法等の考え方			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

プログラム

【開催にあたって】

個人の働き方の多様化に伴う人材の流動化が進む一方で、労働人口の減少による人材不足が懸念される中、人材獲得競争を勝ち抜き、いかに優秀な人材を確保するかは業界共通の悩みであると思われます。

人材獲得競争に関し、公正取引委員会競争政策研究センターより、平成30年2月15日に「人材と競争政策に関する検討会報告書」(以下「本報告書」といいます。)という注目すべき報告書が公表されました。公正取引委員会は、従来は独占禁止法の労働契約への適用には消極的でしたが、本報告書では、問題となる行為や取引の類型ごとに、同法の適用を検討する必要がありますとしています。各企業においては、競争法関係は法務部門が、労働法関係は人事部門が担当するといった役割分担を敷いていることが多かったと思われますが、今後は双方が連携し、情報のアップデートと共有に努めることが求められるといえます。

そこで、本講演では、法務部門と人事部門との連携の契機とすべく、本報告書が作成された経緯や考え方の背景を改めて説明するとともに、本報告書で競争制限行為に該当し得るとされている行為を取り上げ、その留意点を解説していきます。ともすれば人材獲得競争や対労働者の関係の中でやりがちな行為が、今後は独占禁止法等も視野に入れた検討が必要になることに気付くきっかけとなり、更には社内情報交換の活性化やコンプライアンス体制の更なる確立のためのヒントとなれば幸いです。

1 人材と競争政策に関する検討会報告書について

- (1) 検討の背景
- (2) 本報告書の検討対象

2 共同行為に対する独占禁止法の適用

- (1) 賃金協定(給与カルテル)
- (2) 引き抜き防止・移籍防止協定

3 単独行為に対する独占禁止法の適用

- (1) 労働者・従業員に対する独占禁止法の適用
- (2) 実際より優れた取引条件の提示
- (3) 専属義務
- (4) 守秘義務・競業避止義務
- (5) その他

4 補論・下請法その他との関係

- (1) 下請法の概要
- (2) 下請法の適用場面
- (3) 消費税転嫁対策特別措置法

5 まとめ・質疑応答

※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。